

◎新潟県告示第1372号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次のとおり新江頭首工管理規程を認可した。

平成26年10月3日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 管理規程を定めた者の所在及び名称
新発田市乙次281番地2
豊浦郷土地改良区
- 2 認可年月日
平成26年9月24日
- 3 認可した管理規程の概要
新江頭首工管理規程
第1章 総則
第2章 取水・放流及びゲートの操作に関する事項
第3章 点検及び整備に関する事項
第4章 緊急事態における措置に関する事項
第5章 雑則